令和六年八月八日の豪雨による災害で、長野県下伊那郡大鹿村の区域に係るもの		
令和六年八月二十五日の豪雨による災害で、富山県中新川郡上市町の区域に係るもの		
令和六年九月十四日及び同月十五日の暴風雨による災害で、鹿児島県奄美市の区域に係るもの		
令和六年八月十日から同月十三日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる市町の区域に係るもの イ　岩手県下閉伊郡岩泉町 ロ　岩手県宮古市及び上閉伊郡大槌町	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置	
令和六年十一月一日及び同月二日の豪雨による災害で、次に掲げる町の区域に係るもの イ　島根県仁多郡奥出雲町 ロ　神奈川県足柄下郡湯河原町、長野県上伊那郡辰野町及び島根県鹿足郡吉賀町	法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置	

備考

一　令和六年九月十四日及び同月十五日の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、令和六年台風第十三号によるものをいう。

二　令和六年八月十日から同月十三日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、令和六年台風第五号によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（関係政令の廃止）

2　令和六年八月十日から同月十三日までの間の暴風雨による岩手県下閉伊郡岩泉町及び宮古市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第三百十八号）は、廃止する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　中野　洋昌

令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月十二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第四十八号

令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和六年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「措置並びに」の下に「大分県杵築市並びに」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
財務大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　中野　洋昌

省　令

○法務省令第六号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに恩赦法（昭和二十二年法律第二十号）第十五条の規定に基づき、恩赦法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十二日

法務大臣　鈴木　馨祐

恩赦法施行規則の一部を改正する省令

恩赦法施行規則（昭和二十二年司法省令第七十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第六条　特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願は、刑の言渡しが確定した後次の期間を経過した後でなければ、これをすることが	**第六条**　特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願は、刑の言渡し後次の期間を経過した後でなければ、これをすることができない。